

平成24年第1回定例会 議第15号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例に関する条例案概要

■趣旨

横浜市の厳しい財政状況及び市内震災対策に対処する必要性にかんがみ、一層の歳出の削減が不可欠であることから、市会議員の議員報酬および期末手当の額、並びに市長、副市長等の給料・地域手当・期末手当の額、並びに一般職職員の給与の額を削減するための特例を定めるもの。

■特例期間における給与等の減額支給率（特例期間：平成24年5月1日～平成25年3月31日）

市会議員

＜報酬月額＞	▲14%
＜期末手当＞	▲14%

市長／副市長／常勤監査委員

＜給料月額＞	▲14%
＜地域手当＞	▲14%
＜期末手当＞	▲14%

一般職職員

＜給料月額＞	
本市部長相当職員以上	▲9.77%
本市課長相当職員	▲7.77%
本市課長補佐相当職員以下	▲4.77%
＜管理職手当＞	一律▲10%
＜地域手当＞	減額後の月額により算出
＜期末／勤勉手当＞	一律▲9.77%

■想定される削減額及び給与等の総額に対する平均削減率 ※1

＜削減額＞	▲約90億円（水道、交通、病院事業会計分を除く）※2
＜削減率＞	▲約6%

※1 平成23年度の給与等支給実績からみんなの党横浜市議員団試算。

※2 全市会計に同様の削減が適用された場合は、削減額は100億円超と見込まれる。